

平成30年12月21日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会  
広 報 事 業 部

**「三者連携相続登記促進支援室」における相談業務について（ご協力のお願い）**

会員各位におかれましては、日頃より、本会の会務運営及び土地家屋調査士制度の啓発活動等にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年10月23日より、「東京法務局・東京司法書士会・本会」の三者連携の下、相続登記の促進を目的とした「三者連携相続登記促進支援室」（以下「支援室」という。）が、東京法務局 板橋・立川両出張所において開設され、毎月第2・第4火曜日の午前10時から午後4時までの間、該当支部のご協力の下に運営がされて参りました。

ところで、このたび東京法務局より、「当該支援室の活動を継続して実施するに当たり、本会単独の相談ブースを併設し、本支援室の設置趣旨に基づく活動に取り組むとともに、土地家屋調査士制度の広報活動も並行して実施してはどうか」との提案がありました。本会と致しましても、三者間の連携を深め、併せて土地家屋調査士制度の広報活動を推進していくためにも、引き続き、当該事業に参加して参りたいと考えております。

そこで、本件が東京法務局からの要請に基づく事業であること、また、今後も継続的に実施される事業であること等に鑑み、単独の支部だけで対応するのではなく、本会全体で取り組むべき事業であるものと位置付け、本会より支部長各位に対し、当該相談員として支部会員をご派遣いただけるよう、お願いする所存であります。

かかる事業は、会員の皆様方のご協力がなければ、遂行することは出来ません。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、所属の支部長よりお声掛けがありました際には、何分のご理解とご協力をいただけますよう、お願いいたします。